

1 4 公益財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

1 法人の概要

(平成 24 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 古川 健治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課		
設立年月日	昭和 58 年 10 月 19 日	基本財産	1,633,000 千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	日本原燃株式会社		1,000,000 千円	61.2%	
	青森県		500,000 千円	30.6%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	理事		9 名	0 名	
	監事		2 名	0 名	
	職員		2 名	1 名	
	業務内容				
むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等					
経営状況 (平成 23 年度)	経常収益	28,096 千円			
	経常費用	27,403 千円			
	当期経常増減額	693 千円			
	当期一般正味財産増減額	693 千円			

2 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から 5 億円の出資を受け、昭和 58 年 10 月に当法人が設立された。

平成 5 年 3 月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から 10 億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

なお、当法人は、平成 24 年 4 月から公益財団法人に移行した。

3 法人を取りまく現状

むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害は、設立時の予想を大幅に下回っていることから、現在、当法人の事業は、同港周辺海域の漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済を図ることよりも、漁業の振興を図るための助成が中心となっている。

また、当法人の事務局は、専任職員を 1 名置くのみであるが、内部統制の観点から、平成 20 年度より当法人の事務局がある六ヶ所村内の別団体（六ヶ所村まちづくり協議会）と業務提携を行い、同団体の職員が当法人の事務局長（非常勤）を兼務している。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 助成事業の効果的・効率的実施

ア 法人の対応

(ア) 審査方法の見直し

公益財団法人への移行に伴い、漁業振興対策助成事業の審査・選考方法を見直し、理事長、常務理事、監事1名、外部委員の学識経験者2名の有識者で構成する事業審査委員会を新たに設置し、そこでの審査・選考結果をもとに、理事会として決議することとした。

(イ) 事業評価の実施状況

事業評価実施要綱に基づき、役員による助成対象実施事業の評価を実施し、その評価結果を事業評価シートに記載し、ホームページに掲載している。同シートには、A・B・Cなどの最終的な評価のみ記載し、理事会の評価理由、改善の方向性の記載はない。

なお、事業評価により、これまで事業の廃止、統合、見直し等が行われた例はない。

イ 委員会の意見等

当法人の内規上、助成事業の対象法人が限定されていることから、助成先、助成金額とも固定化する傾向にあるため、事業採択に当たっては、客観性・透明性の確保が強く求められる。当法人では、外部有識者を委員に含む事業審査委員会の導入等を行うこととしており、審査の透明性・公平性を高める取組として評価できるものである。今後は、審査基準を明確にすることにより、審査の透明性・公平性をさらに高めていただきたい。

また、助成対象事業に対する評価については、適切に評価が行われているか客観的な判断が困難なこと、その評価結果が事業の統廃合など事業の精査につながっていないものも見受けられることから、事業評価制度を実効的に運用していく必要がある。

水産業は、本県にとって重要な産業であるから、対象法人に対する機械的な配分とならないよう、真に漁業振興につながる事業に対し助成していくよう求めたい。

(2) 内部統制の充実・強化

ア 法人の対応

平成23年度から、税理士と会計顧問に係る業務委託契約を結び、定期的に預金証書等の外部のチェック、決算書類等の監査及び会計処理に関する指導・相談を受けている。また、預金証書等の管理に当たっては、預金証書・通帳と印鑑の管理者を分けて対応している。

なお、平成20年度から六ヶ所村まちづくり協議会と管理部門で業務提携したことにより、内部統制の仕組の確立と効率的な運営が図られていると考えており、類似の事業を実施する他団体との統合など組織の見直しは考えていない。

イ 委員会の意見等

当法人は、専任職員1名体制であるが、当委員会からの提言を踏まえ、預金証書・通帳と印鑑（銀行印）の管理者を分離するとともに、税理士による外部チェックを導入するなど、内部統制の充実・強化が図られたものと評価できる。引き続き、内部統制の充実・強化に取り組んでいただきたい。

なお、組織体制のあり方については、むつ小川原港を拠点として各種事業を実施しなければならない点を考慮すると、他団体と統合することは難しく、仮に統合したとしても、費用対効果の面で明確なメリットが認められないことから、現組織体制での活動を見守ることとしたい。

(参考)「平成24年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成23年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成23年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	-	-	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

点検結果

: 概ね妥当
: 要改善

--